

みよし市ゼロカーボンシティ推進計画策定業務委託 仕様書

1 委託業務名

みよし市ゼロカーボンシティ推進計画策定業務委託

2 業務期間

契約締結日の翌日から令和7（2025）年3月21日まで（2か年継続事業）

3 業務目的

本市は、令和元（2019）年12月4日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、令和32（2050）年までに市内における二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目標としている。

令和3（2021）年3月に策定した「第2次みよし市環境基本計画」では「みよし市の地域特性に対応した削減方策」、「継続的な省エネ活動の推進、運用改善や高効率設備への更新」、「再生可能エネルギーの積極的な導入、利活用」、「吸収源の確保・保全」を推進する長期的な「二酸化炭素排出量削減計画」の策定・推進体制の構築を行うこととしている。

また、地球温暖化対策について、総合的に、かつ、計画的に進めるための計画として、令和3（2021）年3月には「みよし市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」も策定した。

令和3（2021）年度から令和4（2022）年度までの間には、ゼロカーボンシティの実現に向けた基礎調査として、みよし市再生可能エネルギー等賦存量調査及びみよし市エネルギー需要量調査を実施し、将来の再生可能エネルギー導入可能量及びエネルギー需要量を推計しながら、進めるべき施策（事業モデル）の検討及び論点の整理を行い、再生可能エネルギー導入量の目標及び二酸化炭素排出量削減目標を設定した。

今後、ゼロカーボンシティの実現を着実に進めるためにも、令和5（2023）年度においては、整理した論点に沿って施策（事業モデル）を具現化するために、事業モデル及び事業化に際しての事業化可能性を検討し、令和6（2024）年度においては、令和5（2023）年度に検討した施策を一部実行に移す準備を開始し、これまでの検討結果を反映するために、既存の「みよし市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を見直して、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指すロードマップを掲げた「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」を策定する必要がある。

このような背景から、ゼロカーボンシティ実現のための事業モデル及び事業化に際しての事業化可能性を検討するとともに、既存の「みよし市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を改定することを目的とした、みよし市ゼロカーボンシティ推進計画策定業務を委託する。

4 令和5（2023）年度の業務内容

(1) 施策（事業モデル）の具現化（ビジネスモデル概要など初期的な検討）

令和4（2022）年度までの検討内容を基に、本市と協議の上、令和5（2023）年度及び令和6（2024）年度の2か年で具現化すべき施策（事業モデル）を選定し、その方向性やビジネス

モデル概要図等を作成する。また、業務内容(2)に向けて、調査項目の整理、協働相手の選定等の検討も併せて行う。

(2) ニーズ調査

業務内容(1)の整理結果を基に、本市内外の民間企業、公的機関等の関係者に対して、ニーズ・課題・協働可能性についてヒアリングを行う。ヒアリングを行う先については、令和4(2022)年度のみよし市ゼロカーボンシティ推進検討会への参加者を中心に、本市と協議の上、決定する。

(3) 施策(事業モデル)の具現化(ニーズ調査結果を踏まえた詳細化)

業務内容(2)の結果を踏まえて、それぞれの施策(事業モデル)の詳細検討を行う。施策(事業モデル)ごとに、ビジネスモデル詳細図(体制図)、推進上の課題、論点、アクションプラン、スケジュール等を整理する。なお、必要に応じて、民間企業、公的機関などとの個別打合せを行いながら、関係各者との合意形成を行う。

(4) みよし市ゼロカーボンシティ推進検討会の開催支援

市役所関係課、主要企業、学識経験者等で構成するみよし市ゼロカーボンシティ推進検討会への参加及び資料作成などの各種支援を行う(開催回数3回程度)。業務内容(1)~(3)の内容について、検討内容の報告、意見聴取を行う。なお、令和5(2023)年度の検討範囲に合わせて、検討会の参加者については、適時みよし市と協議を行うこと。

5 令和6(2024)年度の業務内容

(1) 温暖化対策・ゼロカーボンシティ実現に向けた基本方針の整理

令和5(2023)年度までの検討内容を踏まえて、本市として目指す姿・実現にむけた方向性・全体スケジュール概要など、今後の温暖化対策・ゼロカーボンシティ実現に向けた各種取組の基礎となる基本方針を必要に応じて整理する。整理に当たっては、みよし市地球温暖化対策実行計画における区域施策編及び事務事業編をそれぞれ整理し、「みよし市ゼロカーボンシティ推進計画」への反映方法についても併せて検討すること。

(2) 施策(事業モデル)実行支援

令和5(2023)年度に具現化した施策(事業モデル)のうち、短期的に実行していくよう位置付けたものについては、事業化の調整などを進めていくため、民間事業者とともに進める施策のプレスリリース準備、活用可能な国の制度についての情報収集、市民向け普及啓発活動の内容や日程の調整等を行う。必要に応じて、本市内外の民間企業や公的機関などの関係者との協議も随時行う。

(3) みよし市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)の改定

業務内容(1)及び(2)を基に、「みよし市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」を改定し、令和32(2050)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指すロードマップを掲げた、みよし市ゼロカーボンシティ推進計画の策定作業を行う。令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度の2か年で具現化した施策内容を受け、実行計画への施策内容の追記、定性又は定量目標(KPI)の修正・追記、行動計画の追記等を、本市と協議の上、実施すること。

(4) 協議会・検討会等の開催支援

令和5(2023)年度の検討結果に合わせて設立及び開催を予定している協議会、検討会等の会議への参加及び資料作成などの各種支援を行う(開催回数3回程度)。また、業務内容(1)~(3)の内容について、検討内容の報告、意見聴取を行う。

6 提出書類

受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を発注者に提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 管理技術者通知書
- (3) 工程表
- (4) その他発注者が必要と認める書類

7 関係資料の貸与

発注者は、本業務を実施する上で必要な資料を、受注者に貸与するものとする。受注者は貸与資料を厳重に管理保管するとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

8 打合せ協議

受注者は、本業務の実施期間中において発注者と緊密な連絡を保ち業務を行わなければならない。また、打合せが必要となったときは随時、打合せを実施するとともに打合せ記録簿を作成し、その都度提出するものとする。

9 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。成果品は全て発注者の所有及び帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与または使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。

【令和5(2023)年度】

- ・業務報告書(議事及び打合せ資料を含む。) 紙面1部、電子データ(DVD格納)一式

【令和6(2024)年度】

- ・業務報告書(議事及び打合せ資料を含む。) 紙面1部、電子データ(DVD格納)一式

10 契約及び支払

契約は、令和5(2023)年度から令和6(2024)年度までの2年間で実施する業務とする。支払方法は、各年度の実績によるものとする。なお、令和5(2023)年度の支払限度額は14,548,000円(税込み)とし、残額については、令和6(2024)年度に支払うものとする。

11 個人情報の保護等

本業務の履行に当たり、みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年みよし市

条例第3号) その他関連する法令等を遵守すること。また、本業務により知り得た情報を他に漏らしてはならない。業務完了後も同様とする。

12 その他事項

- (1) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、発注者と協議の上、必要と認められる事項は実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し決定するものとする。
- (3) 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (4) 本業務中の事故及び損害については、受注者の責任において処理に当たるものとする。